

令和7年度税制改正に関する経済産業省要望

【 概 要 】

令和6年8月

経済産業省

目 次

I . 国内投資の持続的拡充	3
II . 中小企業の活性化	14
III . 激動する国際課税制度への対応と企業のグローバル対応に向けた環境整備	25
IV . エネルギーサプライチェーンの強靱化・GXの実現や産業競争力強化に向けた検討	30
V . 制度整備・改善	38
VI . 新設・延長・拡充	42
VII . 共同要望（他省庁主管）	45
VIII . 廃止・縮減	48

I . 国内投資の持続的拡充

中小企業経営強化税制の拡充及び延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

- 中小企業経営強化税制は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を促進するため、中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく設備投資について、即時償却及び税額控除（10%※）のいずれかの適用を認める措置。
※資本金3,000万円超の場合は7%
- 円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下の中でも、中小企業の果敢な設備投資を促進し、労働生産性の向上を通じて賃金上昇につなげていくため、中小企業経営強化税制の延長を行う。
- その中でも、成長志向の高い中小企業を更に後押しし、売上高が100億円を超える中小企業（100億企業）の創出を推進するため、上乗せ措置の創設等を行う。

現行制度

【適用期限：令和6年度末まで】

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性が旧モデル比平均 1%以上向上する設備	工業会等	機械装置（160万円以上）	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>生産等設備</u>を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄 宿舎等に係る建物付 属設備、福利厚生施設 に係るものは該当しない。 ・<u>国内への投資</u>であること ・<u>中古資産・貸付資産</u> <u>でないこと</u>等
収益力強化設備 (B類型)	投資収益率が年平均5%以上の投資計 画に係る設備	経済 産業局	工具（30万円以上） (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)	
デジタル化設備 (C類型)	可視化、遠隔操作、自動制御化のいず れかに該当する設備		器具備品（30万円以上）	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率 が一定割合以上の投資計画に係る設備		建物附属設備（60万円以上）	
			ソフトウェア（70万円以上） (A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収 集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	

※1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除く。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物附属設備を除く。

※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどを除く。

※4 コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除く。

要望内容

○適用期限を2年間延長する。（令和8年度末まで） ○上乗せ措置等を検討する。

(参考) 100億企業を目指す中小企業に対する税制措置の意義

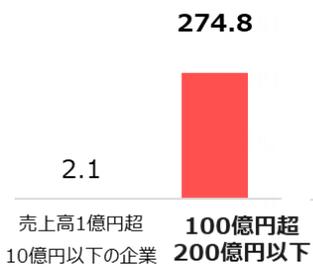
- 売上100億円超の中小企業（**100億企業**）は高いレベルで**外需と内需を取り込み、収益を上げて生産性向上（イノベーション）を図り、賃上げを実現し**、人口減少社会においても、**地域経済の好循環を先導する存在**。経済成長を実現する上で、**各地域に「100億企業」のような成長中小企業を創出することが重要**。
- さらに、**100億企業は**中堅企業へのパスになるが、**現状4,500者程度と推計**され、政策による強力な後押しが必要。
- このため、**100億企業を目指すような成長意欲のある中小企業がシームレスに成長を目指す環境整備**を行い、更なる100億企業を創出をする。

外需・内需の取り込み・賃上げ を高いレベルで実現している100億企業

(外需)

1社当たり直接輸出額

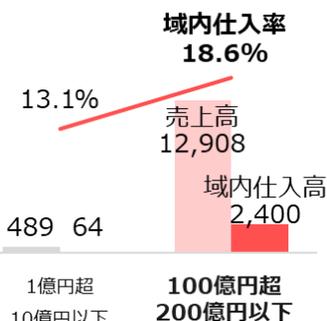
(単位：百万円)



(内需)

域内仕入金額・域内仕入率

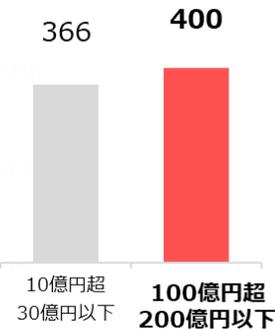
(単位：百万円)



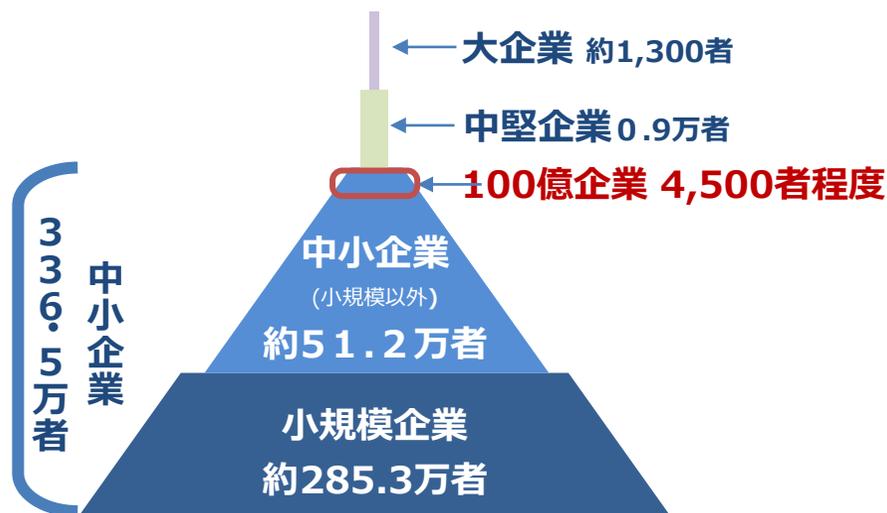
(賃上げ)

1人当たり人件費 (賃金)

(単位：万円)



100億企業（売上100億円超の中小企業）は 現状4,500者程度



(出所) 「直接輸出額」: 中小企業実態基本調査 対象 約172.8万社

「域内仕入高・仕入比率」: 地域未来牽引企業の中間評価に係る調査 対象 2,249社

「賃金」: 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」再編加工

(出所) 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」再編加工

- 地域経済を牽引する中堅・中核企業の成長促進を通じた強靱な産業基盤の構築に向けて、**地方公共団体が戦略的に重点支援を行う産業分野「重点促進分野（仮称）」に対する新たな枠を設ける。**
- また、大型投資へのインセンティブをより一層高めるため、**本税制適用期限内に国の確認を受けた対象事業について、計画期間内（最大5年以内）に投資を完了したものを本税制措置の対象とする。**

※現行制度では、租特期間内（最大2年間）に完了する投資のみが対象。

現行制度

【適用期限：令和6年度末まで】

		機械装置・器具備品		建物・附属設備・構築物	
		特別償却	税額控除	特別償却	税額控除
上乘せ 類型C	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業競争力強化法に定める特定中堅企業であって、<u>経営力の確認</u>を受けていること ○ <u>パートナーシップ構築宣言</u>の登録を受けていること ○ 設備投資額が10億円以上 ○ 上乘せ類型A・Bの要件①～③をすべて満たすこと 	50%	6%		
上乘せ 類型A・B	① 直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上（類型A） 又は ② 直近2事業年度の平均付加価値額50億円以上、かつ、3億円以上の付加価値額創出（類型B）	50%	5%	20%	2%
	③ 労働生産性の伸び率5%以上、かつ、投資収益率5%以上 (※中小企業基本法上の中小企業者は、労働生産性の伸び率については4%以上)				
通常類型	○ (地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業について、事業の先進性や投資規模、売上高の伸び率等を確認)	40%	4%		

要望内容

- 適用期限を2年間延長する。(令和8年度末まで)
- 地方公共団体が戦略的かつ重点的に支援を行う産業分野を「重点促進分野（仮称）」とし、同分野に対する新たな枠を設ける。
- 地域経済牽引事業計画の期間内（最大5年以内）に行った設備投資について、税制の適用を可能とする。等

(参考) 自治体の特定産業への政策資源の集中を通じた地域の産業基盤の強靱化

- 地方公共団体において、特定の産業分野に限定した独自の産業振興ビジョンを立て、政策資源を注力したことで、関連製品の製造額や関連企業数等の増加につながった事例も多い。
- 強靱な産業基盤の構築に向けて、意欲ある自治体による戦略的な分野策定の取組を後押しする必要。

<富山県：医薬品産業>

江戸時代中期から続く「薬屋」産業集積（県内工業生産の約17%）を背景に、県内高等教育機関における人材育成や県独自の研究開発強化、情報発信強化によるブランディングを推進。

富山県における医薬品生産金額の推移
(15年間で約2.5倍)

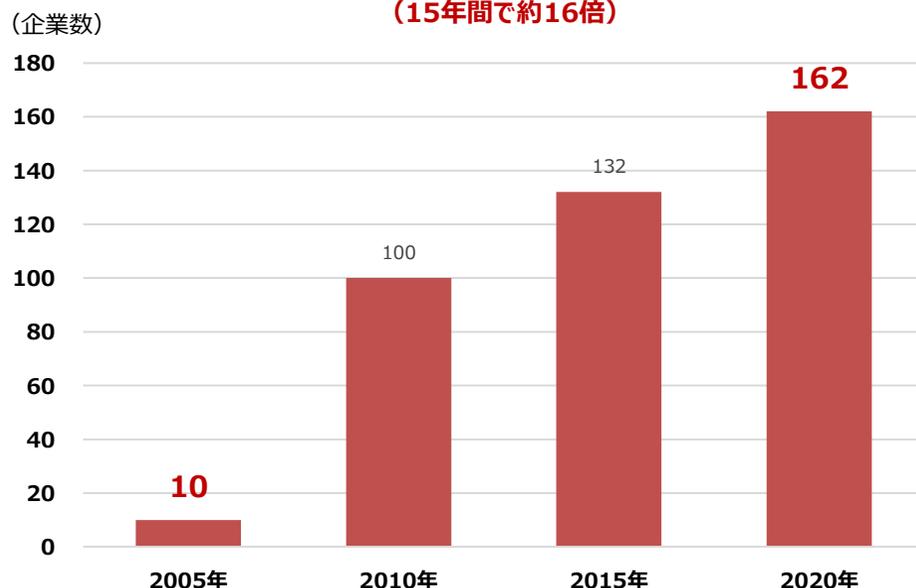


富山県「くすりの富山県」に基づき経済産業省にて作成

<徳島県：LED産業>

グローバルで高シェアを有する県内企業の優位性を活用し、2005年に「LEDバレイ構想」を策定。以来、産学官一体での地域ブランド化を推進し、戦略的企業誘致を実現。

徳島県におけるLED関連企業集積の推移
(15年間で約16倍)



徳島県LEDバレイ構想推進協議会「徳島県LEDバレイ構想・ワールドステージ 行動計画」等を参考に経済産業省にて作成

(参考) 地域未来投資促進税制による継続的な設備投資促進の必要性

- 本税制措置においては、2017年度の創設以降、約3,200件の事業が国による確認を受けており、これらの事業により見込まれる設備投資（工場建設など）は25年度までに総額約9.4兆円に及ぶ。
- 強靱な産業基盤の構築に向けて、仕入れ価格高騰等の社会情勢の中でも、地域経済を牽引する中堅・中核企業が、大規模な設備投資を躊躇することがないよう、本税制措置を継続・強化する必要。

<未来投資促進税制の近年の活用事例>

X社（輸送用機械器具製造業）

長崎県（資本金約50億円、従業員約1,600人）

○近年の活用実績

- 工場の拡張等：2工場体制による生産性の向上
- 中韓同業者への対抗や環境規制問題等の課題に対応するため、AI・自動化などの設備投資ならびに研究開発体制の充実を推進し、売上高の大幅増加を目指す。

○事業者からの声

- 生産効率向上等のためには、積極的・継続的な設備投資が必要だが、設備の老朽化や投資対効果並びに採算分岐点などを加味して投資判断を行うため、特に大型投資案件などの際に、使いやすい上乗せ類型があることは大きな助けになる。
- 受注から製造、納品までの間に、資材価格やエネルギー費高騰等の社会情勢の変化があると、利益率が大きな影響を受け、既存の上乗せ類型を活用することが困難な場合がある。

Y社（電子部品・デバイス・電子回路製造業）

熊本県（資本金約3.1億、従業員約350人）

○近年の活用実績

- 新工場の建設：先端半導体に対応した設備等の導入
- 新工場棟の建設及び最新鋭の半導体用シリコンウェハー加工設備の導入により、世界的に広がりを見せる先端半導体品質に対応し、売上高の大幅増加を目指す。

○事業者からの声

- 非中小企業としては、物価高騰等の問題がある中で、市況が不安定であっても、大型の設備投資を対象に活用できる上乗せ類型があると大変ありがたい。
- 1～2%の税控率上乗せがあるだけで、設備投資計画の前倒しや取得予定機器の高性能化を検討可能。
- 半導体関係の機械装置は、納期までに2年以上要する場合もあるため、税制措置の適用期限を長期化してほしい。

- 自治体が民間事業者の活力を活用して産業用地を整備する事業において、地権者が土地等を譲渡した際、地権者の譲渡所得への所得控除を行う、産業用地整備促進税制を創設する。
- 地権者交渉の円滑化、産業用地の迅速な供給により、地域経済に波及効果をもたらす国内投資を後押しする。

要望内容

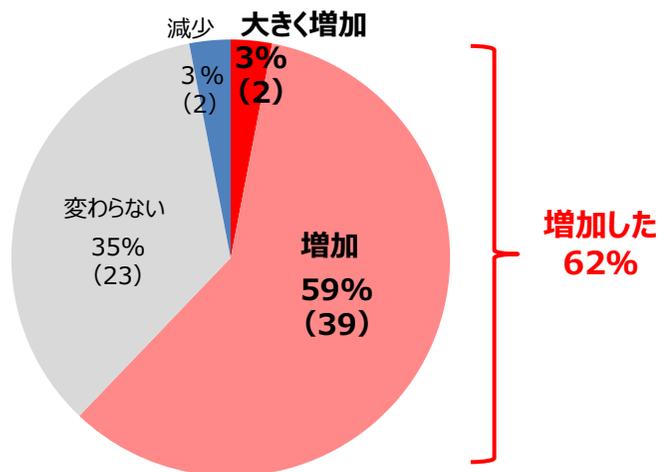
自治体と連携した民間事業者が用地取得する場合、地権者に対して所得控除を適用



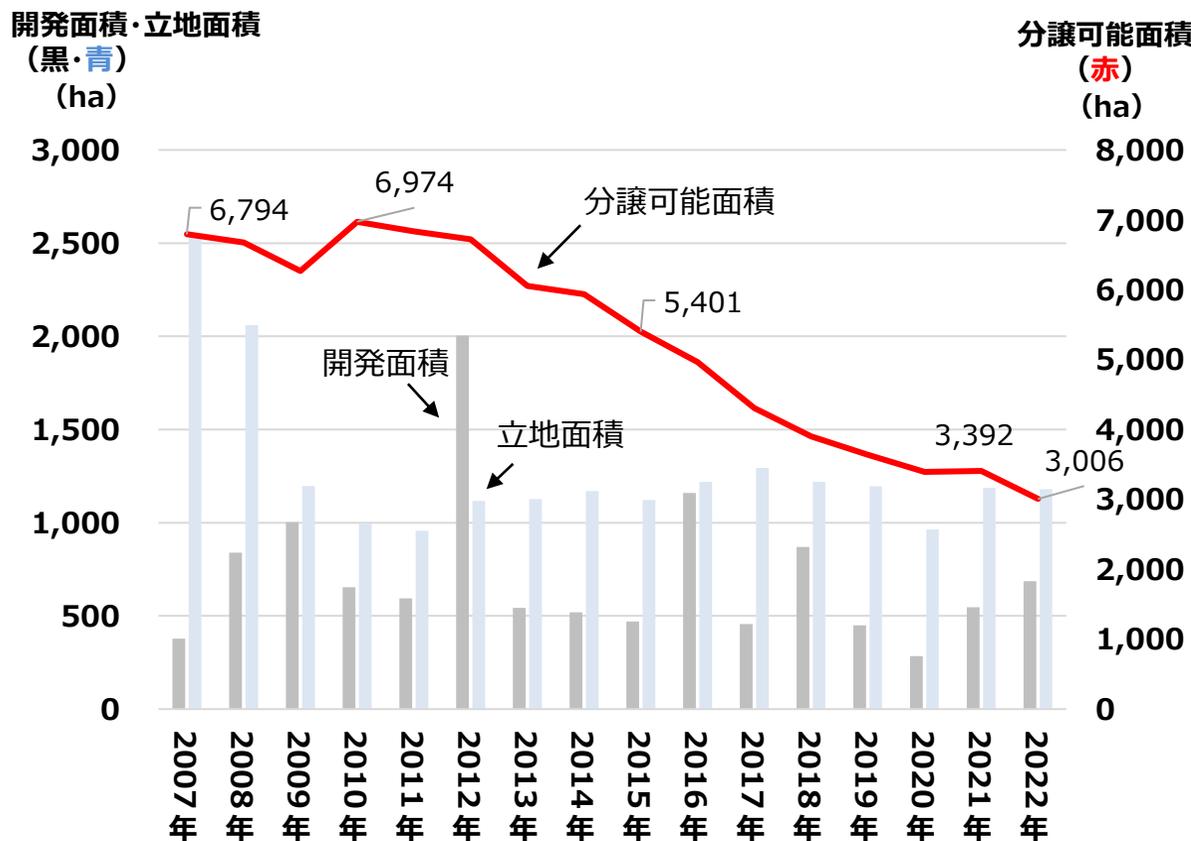
(参考 1) 増加する立地ニーズに追いつかない産業用地整備

- 都道府県等へのアンケートによると、**6割の自治体で、企業からの立地に関する問合せが増加**している一方、そうした立地ニーズに応えられる**産業団地を確保**できている都道府県等は、**1割未満**。
- **国内での立地面積は順調に推移**する一方で、産業用地の開発スピード・供給量が追いついておらず、そうした自治体の**分譲可能な産業用地面積は、この10年で半減**。

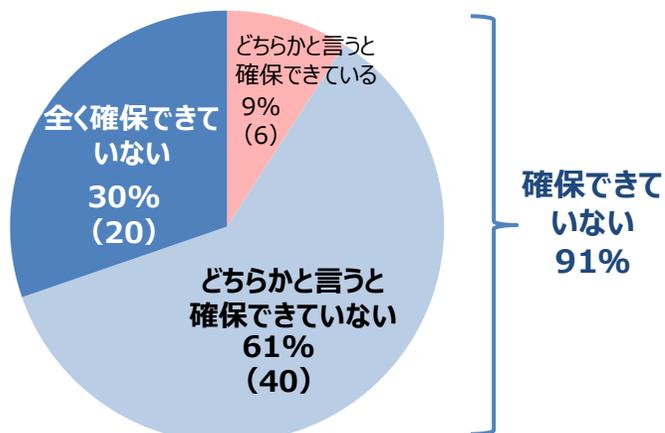
企業等からの問い合わせが増加している自治体



産業団地を確保できていない自治体の産業用地の需給状況



企業等からのニーズに応えられる産業団地を確保できている自治体



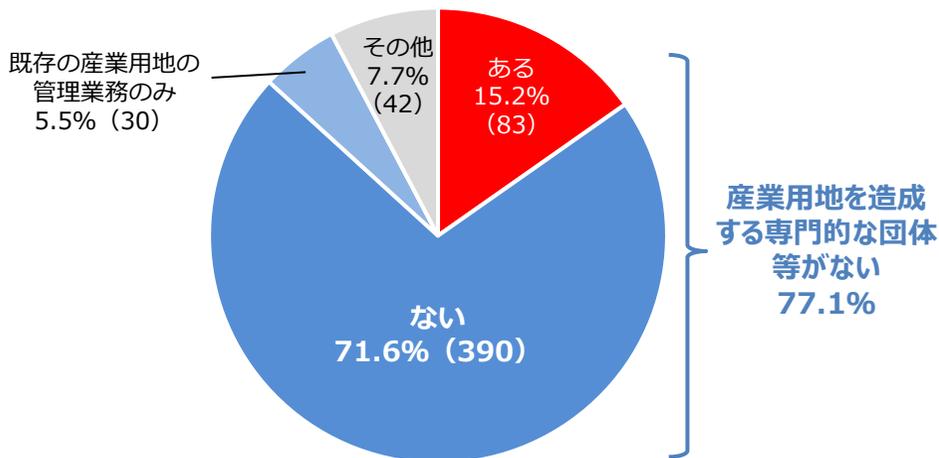
(出所) 都道府県・政令市向けアンケート (2023年) を基に作成。

(出所) 一般財団法人日本立地センター「産業用地ガイド」を基に作成。

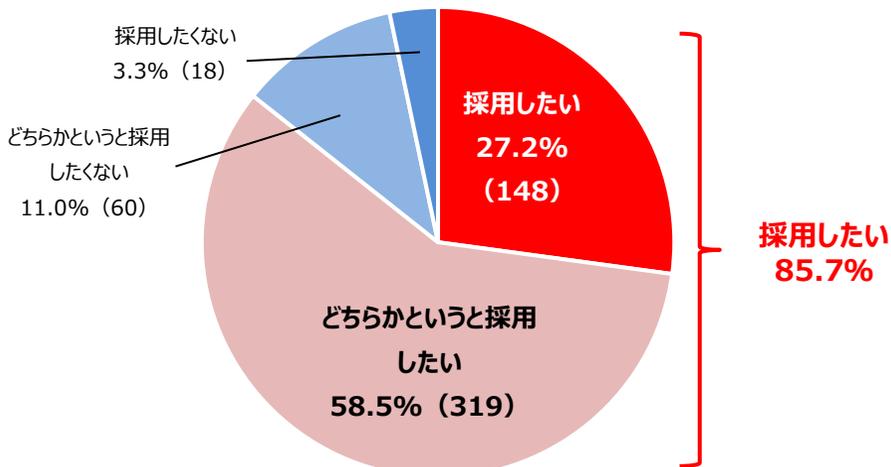
(参考2) 民間活力を活用した産業用地整備のトレンドと課題

- 産業用地が不足する状況の中で、「産業用地を造成する専門的な団体等がない」自治体が約8割。
- そのため、「速やかな造成」や「ノウハウ不足の補完」のため、8割超の自治体において、民間企業と連携した産業用地の造成への意欲があるが、現行制度上、用地買収に係る税制優遇措置が適用されるケースは、土地区画整理事業等に限定されている。

自治体における産業用地を造成する専門的な団体・機関（企業庁や土地開発公社等）の有無や機能

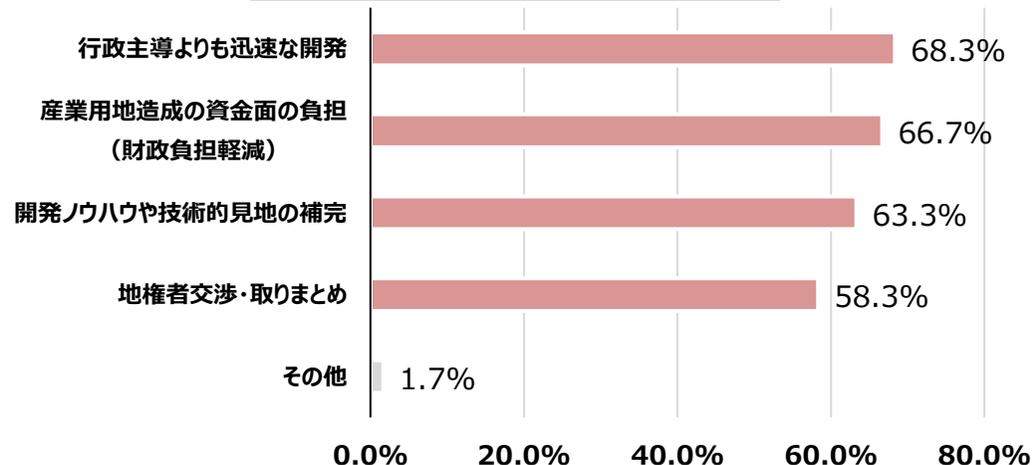


自治体における今後の産業用地造成における民間企業との連携手法の採用意向



(出所) 経済産業省「自治体向けアンケート調査」(2024年)を基に作成。回答数545件。

自治体が民間企業と連携した際の主なメリット



(出所) 経済産業省「自治体向けアンケート調査」(2024年)を基に作成。既に官民連携による用地造成済み又は造成中の60自治体が回答。

土地の売買に関する税制優遇措置(例)

開発目的	対象地域	用地造成の主体(土地の買い手)	所得控除制度(金額は控除限度額)
土地区画整理	各自治体の都市計画区域内	自治体	2,000万円
		民間企業*	1,500万円
住宅又は宅地の造成	地域を問わず対象	自治体	1,500万円
		民間企業	×

※令和8年12月31日までの間に、一団の土地の面積が5ha以上、宅地の分譲が公募により行われること等の要件を満たした土地等が譲渡された場合に限る

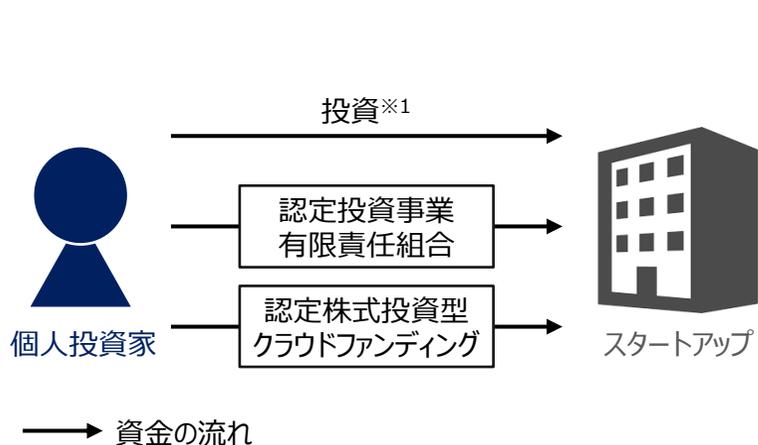
- エンジェル税制は、令和5年度改正で、株式譲渡益を元手とした創業間もないスタートアップへの再投資等に対する非課税措置を創設したが、**株式譲渡益の発生年に投資を行う必要がある等、課題が残る。**
- スタートアップに対する個人からの資金供給を促す観点から、**その再投資期間を延長する等の措置を講じる。**

現行制度

【期限の定めなし】

エンジェル税制は、スタートアップ企業へ投資を行い、株式を取得した個人投資家に対して税制上の優遇措置を行う制度であり、投資時点と、売却時点のいずれの時点でも優遇を受けることが可能。

なお、**税制の適用を受けるには、株式譲渡益や総所得が発生した年以内にスタートアップへの投資を行う必要がある。**



- ※1：民法上の組合、投資事業有限責任組合経由又は指定金銭信託の単独運用による株式取得を含む
- ※2：起業特例については、民法組合等を経由する場合は含まれず、対象となる個人は会社を発起設立した発起人に限られる
- ※3：スタートアップへ投資した年に優遇措置を受けた場合には、その控除対象金額のうち、課税繰延分を取得価額から差し引いて譲渡損失（譲渡益）を算定



以下のいずれかの措置を利用可能

エンジェル投資	優遇措置A ・(投資額-2,000円)をその年の総所得金額から控除 ・上限は800万円 or 総所得金額×40%のいずれか低い方
	優遇措置B ・投資額をその年の株式譲渡益から控除 ・上限はなし
	プレシード ・投資額をその年の株式譲渡益から控除 ・シード特例・上限はなし（年間20億円までは 非課税 ）
自己資金による起業	起業特例 ※2・投資額をその年の株式譲渡益から控除 ・上限はなし（年間20億円までは 非課税 ）

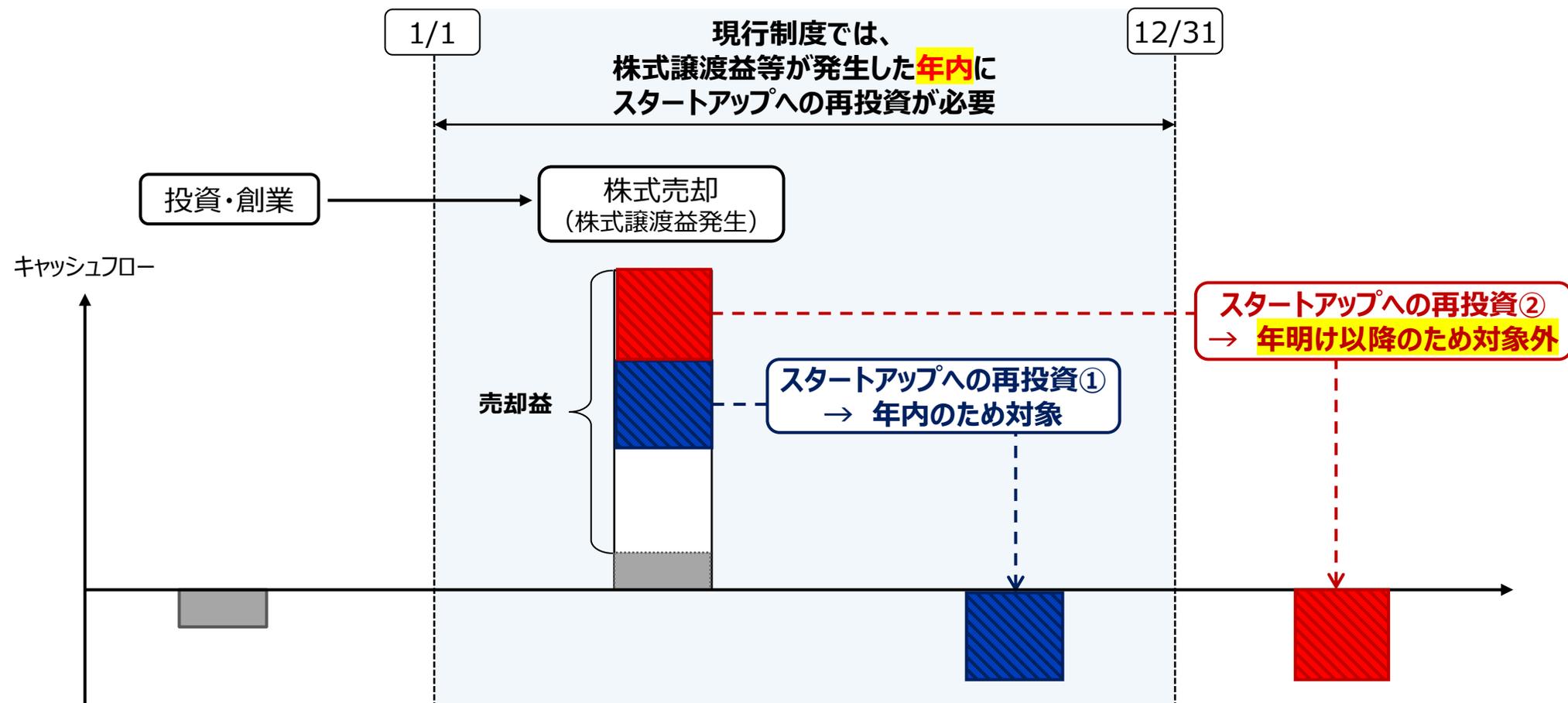
譲渡損失が発生した場合※3、その年の**他の株式譲渡益と通算可能**（翌年以降3年にわたり可能） ※破産、解散等した場合も可能

要望内容

○株式譲渡益が発生した年に行うこととされている再投資期間の要件を、同一年内から複数年に延長する 等

(参考) エンジェル税制における再投資期間について

- エンジェル税制の適用を受けるには、株式譲渡益等の所得が発生した年内にスタートアップへの投資を行う必要がある。



投資先を十分に検討する時間がなく、税制の効果が薄れる恐れ。

→ スタートアップ投資の検討時間を十分に確保するため、エンジェル税制における再投資期間の延長を検討。

Ⅱ. 中小企業の活性化

- 事業承継税制の特例措置※は、**事業承継時の相続税・贈与税負担を実質ゼロ**にする時限措置。
(※法人版：平成30年度抜本拡充、個人版：平成31年度新設)
- 事業承継税制の特例措置の**適用期限が到来するまでの間、本税制を最大限活用できるよう、役員就任要件の見直し等を行う。**
- また、本税制の**適用期間における事業承継の取組等も踏まえ、円滑な事業承継の実施のために必要な措置について検討する。**

現行制度

【適用期限：法人版：令和9年12月末、個人版：令和10年12月末】
 【特例承継計画の提出期限：法人版・個人版いずれも令和8年3月末】

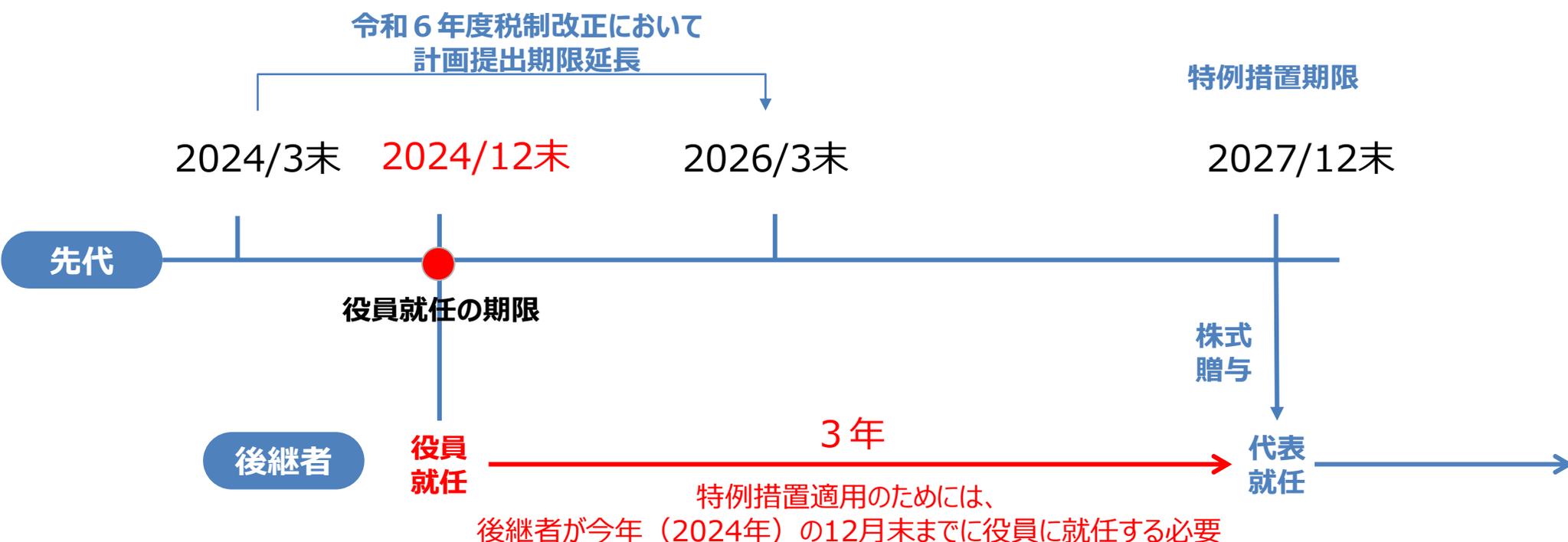


要望内容

- 役員就任要件等の見直し等
- 適用期間における事業承継の取組等も踏まえた必要な措置の検討

(参考) 事業承継税制における役員就任要件について

- 特例事業承継税制が適用されるためには、株式贈与日に後継者が役員（取締役、監査役又は会計参与）に就任後3年以上経過している必要がある。
- 令和6年度の税制改正によって、特例承継計画の提出期限は2026年3月末まで延長されたものの、後継者が役員に就任していない場合、特例措置の期限である2027年12月末の3年前となる今年（2024年）の12月末までに、役員に就任する必要がある。



中小企業投資促進税制の延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

延長

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における設備投資を後押しするため、**一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%※）又は特別償却（30%）の適用**を認める措置。

※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る

- **人手不足や物価高騰が続く中、中小企業の更なる設備投資を促進するため、適用期限を2年間延長する。**

現行制度

【適用期限：令和6年度末まで】

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・従業員数1,000人以下の個人事業主
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・機械及び装置【1台160万円以上】 ・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】 ・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く ・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・内航船舶（取得価格の75%が対象）

※①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは対象外

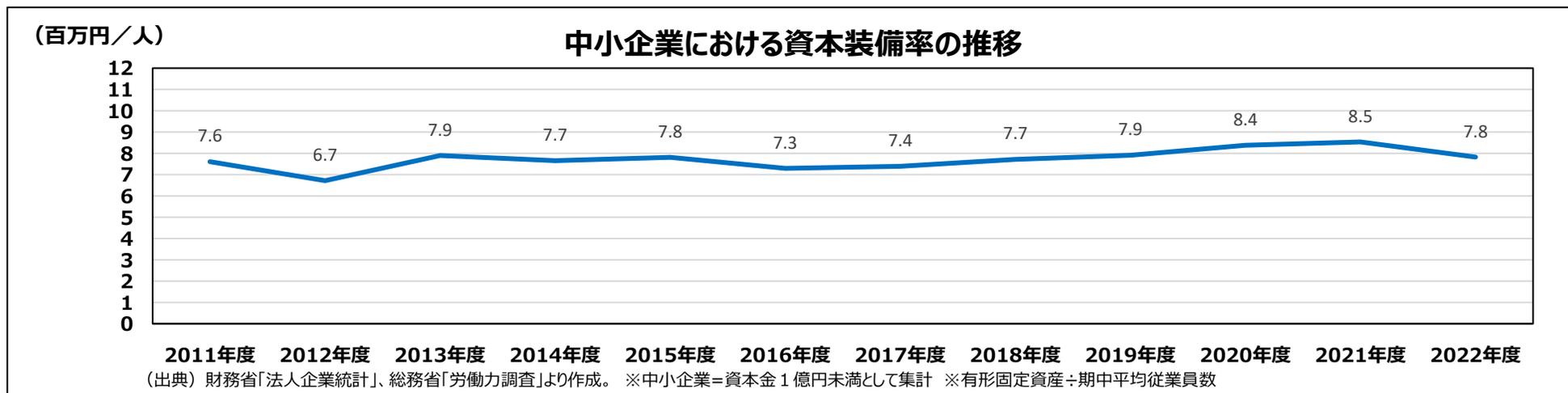
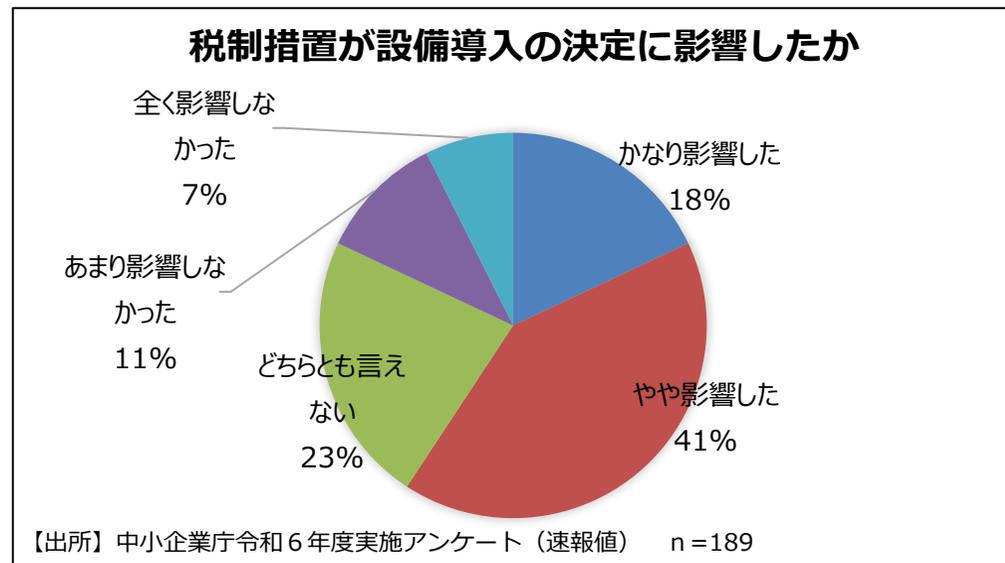
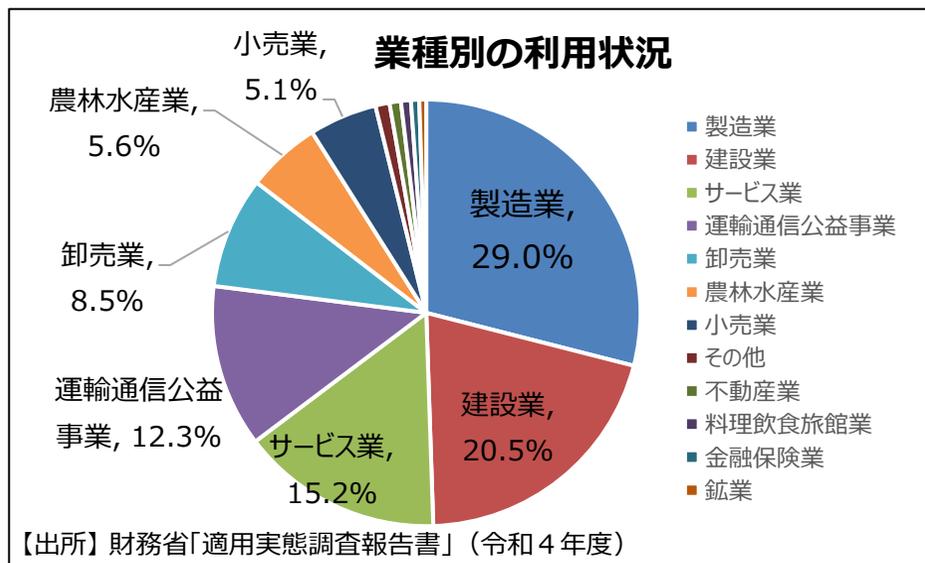
※総トン数500トン以上の内航船舶については、船舶の環境への負荷の状況等に係る国土交通省への届出が必要

要望内容

○適用期限を2年間延長する。（令和8年度末まで）

(参考) 中小企業投資促進税制の活用状況

- 令和4年度の適用件数は約5万件で、製造業や建設業を中心に多くの業種において利用されている。
- 物価高等厳しい外部環境の下、中小企業のより多くの設備投資を喚起し、その資本装備率を向上させ、労働生産性の向上と賃上げの好循環を実現するためには、本税制措置は引き続き不可欠。



- 中小企業者等の法人税率について、年間800万円以下の所得金額に対する税率は、19%から15%に軽減されている。
- **中小企業の経営基盤の維持や資金繰り負担を緩和するとともに、生産性向上に向けた取組を後押しするため、本税制措置の適用期限を2年間延長する。**

現行制度

【適用期限：令和6年度末まで】

- 中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている（本則）。
- 当該税率を、令和7年3月31日までの時限的な措置として、更に15%に軽減（租税特別措置）。

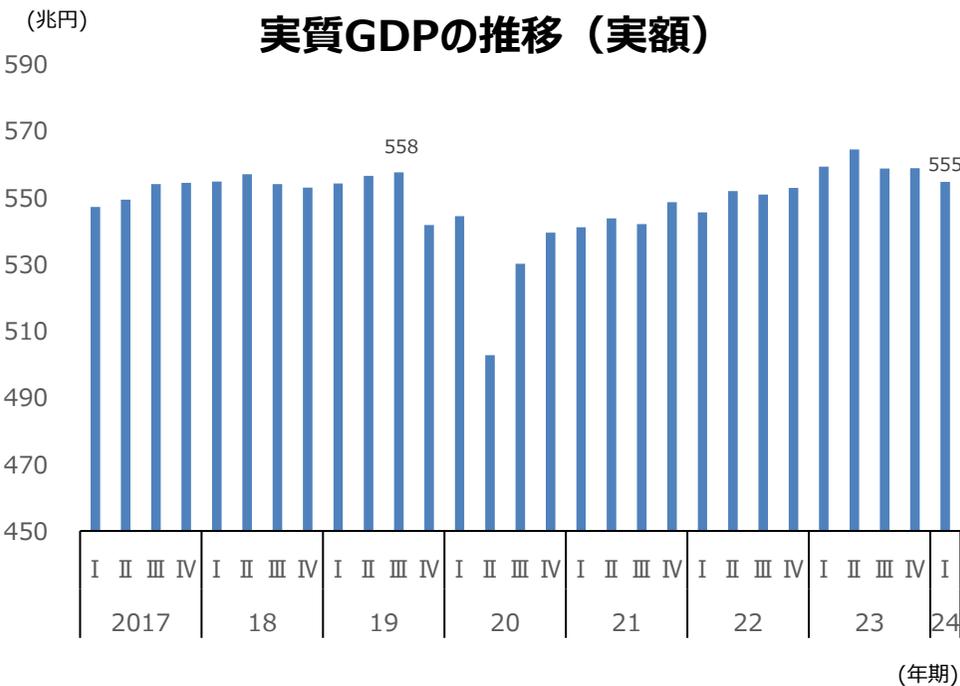
対象	本則税率		租特税率
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.2%	—
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	—
	年800万円以下の所得金額	<u>19%</u>	<u>15%</u>

要望内容

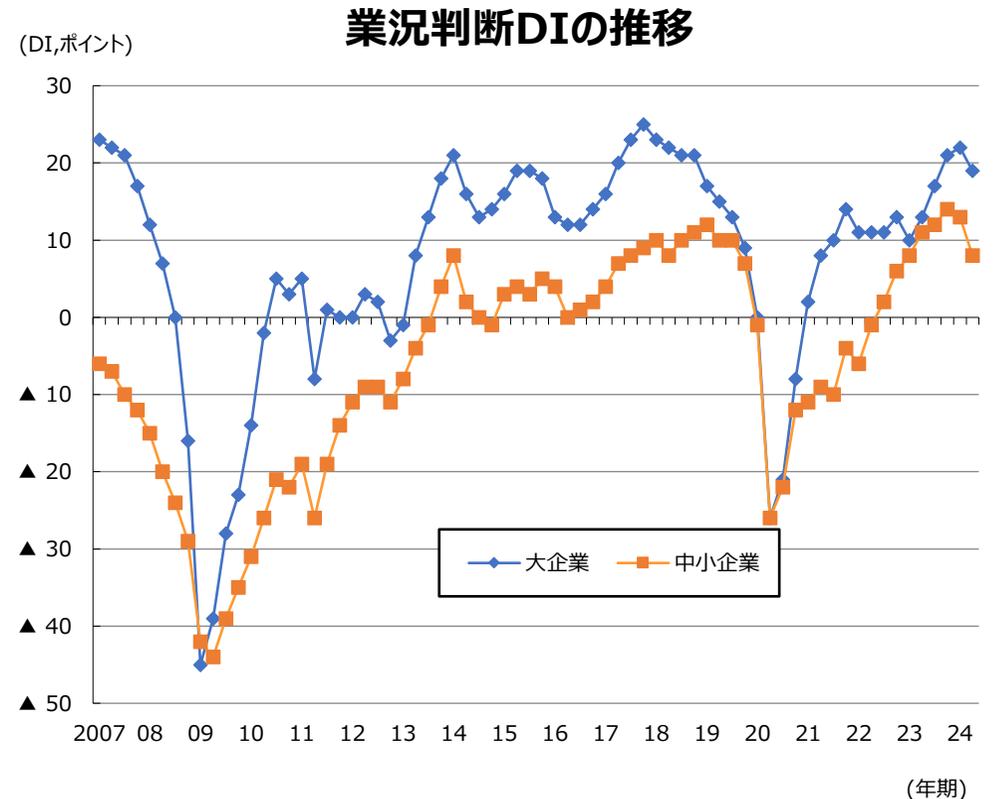
- 適用期限を2年間延長する。(令和8年度末まで)

(参考) 中小企業を取り巻く経済状況

- 実質GDPは回復傾向にあり、**感染拡大前の水準まで回復。**
- 企業規模別に業況判断DIを確認すると、大企業と中小企業の回復度合いに差があり、一時は感染拡大前の水準まで回復したものの、**足元は原材料価格の高騰等の影響を受け、悪化傾向。**



資料：内閣府「国民経済計算」



資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

- 1.業況判断DIは、最近の業況について「良い」と答えた企業の割合(%)から、「悪い」と答えた企業の割合を引いたもの。
- 2.ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金2,000万円以上1億円未満の非製造業の企業をいう。
- 3.最新の値は予測値

中小企業防災・減災投資促進税制の延長 (所得税・法人税)

延長

- 近年、能登半島地震をはじめ大規模な災害が多発する中、中小企業における防災・減災能力の強化が一層重要性を増している。
- 中小企業が自然災害等への事前の備えを行うことは重要であり、今後も**中小企業による防災・減災に向けた設備投資を促進が必要**であるため、**適用期限を2年間延長**する。

現行制度

【適用期限：令和6年度末まで】

- 適用対象者：令和7年3月31日までに「(連携)事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者
- 適用期間：事業継続力強化計画の認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までに、当該計画に記載された対象設備を取得等して事業の用に供すること。
- 支援措置：特別償却18% (令和7年4月1日以降に取得等をする場合は16%)
- 対象設備：以下の通り

減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (30万円以上)	自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備 感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台(対象設備をかさ上げするために取得等するものに限る)、防水シャッター等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

要望内容

- 適用期限を2年間延長する。(令和8年度末まで)

(参考1) 災害の発生状況について

- 自然災害は全国どこでも起こりうるものであり、近年は大規模な災害が多発している。

【災害救助法が適用された災害（平成28年以降）】

※令和6年3月末時点

年	災害名	災害救助法適用地域
H 28年度	平成28年熊本地震【本激】	熊本県
	平成28年台風第10号【局激】	北海道、岩手県
	平成28年鳥取県中部を震源とする地震	鳥取県
	糸魚川市における大規模火災	新潟県
H 29年度	平成29年7月九州北部豪雨【局激】	福岡県、大分県
	平成29年7月22日からの大雨	秋田県
	平成29年台風第18号	大分県
	平成29年台風第21号	三重県、京都府、和歌山県
	平成30年2月4日からの大雪	福井県
	平成29年度豪雪	新潟県
H 30年度	平成30年大阪北部を震源とする地震	大阪府
	平成30年7月豪雨【本激】	岡山県、広島県、愛媛県 等
	平成30年8月30日からの大雨	山形県
	平成30年北海道胆振東部地震【局激】	北海道
R 元年度	令和元年8月大雨、台風第15号【局激】	千葉県（停電）、東京都、佐賀県
	令和元年台風第19号～21号【本激】	宮城県、福島県、栃木県、長野県 等
R 2年度	令和2年7月豪雨【本激】	山形県、福岡県、熊本県、大分県 等
	令和2年12月16日からの大雪	新潟県
	令和3年1月7日からの大雪	秋田県、新潟県、富山県、福井県
	令和3年福島県沖地震	福島県
	栃木県足利市における大規模火災	栃木県
	新潟県糸魚川市における地滑り	新潟県
R 3年度	島根県松江市における大規模火災	島根県
	令和3年7月1日からの大雨	静岡県、鳥取県、島根県、鹿児島県
	台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害	青森県
	令和3年8月11日からの大雨【局激】	長野県、福岡県、佐賀県 等
	令和3年長野県茅野市において発生した土石流	長野県
	令和4年福島県沖地震	宮城県、福島県



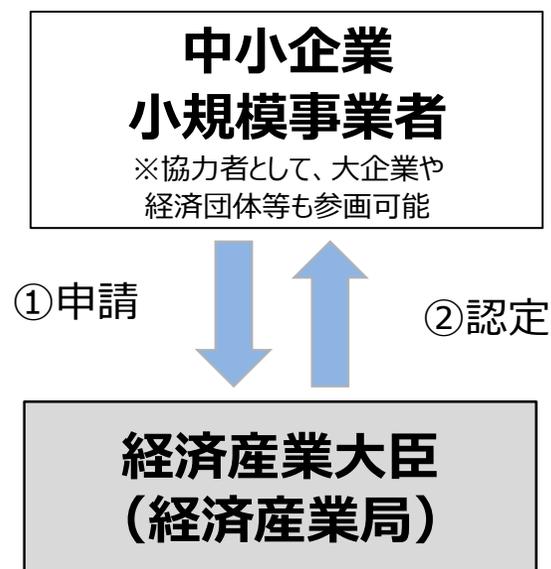
※緑の地域が、平成28年度以降、災害救助法が適用された42都道府県（愛知県、滋賀県、奈良県、香川県、徳島県が適用無し）

年	災害名	災害救助法適用地域
R 4年度	令和4年7月14日からの大雨	宮城県
	令和4年8月3日からの大雨	青森県、山形県、新潟県、石川県、福井県
	令和4年台風第14号・第15号【局激】	静岡県、山口県、宮崎県 等
	令和4年12月17日からの大雪	新潟県
	令和4年12月22日からの大雪	北海道、新潟県
	令和4年山形県鶴岡市の土砂崩れ	山形県
R 5年度	令和5年1月24日からの大雪	鳥取県
	令和5年石川県能登地方を震源とする地震【局激】	石川県
	令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害	茨城県、埼玉県、静岡県、和歌山県
	令和5年6月29日からの大雨による災害	山口県
	令和5年7月7日からの大雨による災害	秋田県、福岡県 等
	令和5年台風第6号の影響による停電	沖縄県
	令和5年台風第7号	京都府、兵庫県、鳥取県
	令和5年台風第13号	福島県、茨城県、千葉県
	令和6年能登半島地震【本激】	新潟県、富山県、石川県、福井県
令和6年1月23日からの大雪	岐阜県	

(参考2) 事業継続力強化計画制度

- 中小企業等経営強化法に基づき、中小企業の自然災害等への対策を促進するため、簡易なBCPとして中小企業等が行う**防災・減災の事前対策に関する計画**を**経済産業大臣が認定する制度**。
- 認定を受けた事業者は、税制措置のほか、金融支援等の支援策の活用や認定ロゴマークの使用が可能。

計画認定スキーム



事業継続力強化計画の記載項目

- 発災時の**初動対応手順**（安否確認、被害の確認・発信手順等）
- ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策
- 計画の推進体制（**経営層のコミットメント**）
- **訓練実施、計画の見直し**等、取組の実効性を確保する取組

認定を受けた事業者に対する支援

- **防災・減災設備導入に対する税制措置**
- 低利融資、信用枠拡大等の金融支援
- 補助金採択時の加点措置
- 認定事業者によるロゴマーク使用



生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置の延長等 (固定資産税)

- 赤字企業を含めた**中小企業の前向きな投資や賃上げを後押し**するため、**赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の特例措置の適用期限の2年間延長等を行う。**

現行制度

【適用期限：令和6年度末まで】

<全体のスキーム>

国
(基本方針の策定)

協議 ↑ ↓ 同意

市町村
(導入促進基本計画の策定)

申請 ↑ ↓ 認定

中小企業
(先端設備等導入計画の策定)

特例措置の対象企業	市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業		
計画認定要件	3～5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること		
対象設備等	設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件
	①機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備 (認定経営革新等支援機関が確認)
	②測定工具及び検査工具	30万円以上	
	③器具備品	30万円以上	
	④建物附属設備	60万円以上	
特例措置	固定資産税 (通常、評価額の1.4%) ・計画中に賃上げ表明※に関する記載なし：3年間、課税標準を1/2に軽減 ・計画中に賃上げ表明※に関する記載あり：以下の期間、課税標準を1/3に軽減 ①令和6年3月末までに設備取得：5年間 ②令和7年3月末までに設備取得：4年間 ※雇用者全体の給与が1.5%以上増加することを従業員に表明するもの。		
適用期限	2年間 (令和7年3月31日までに取得したもの)		

要望内容

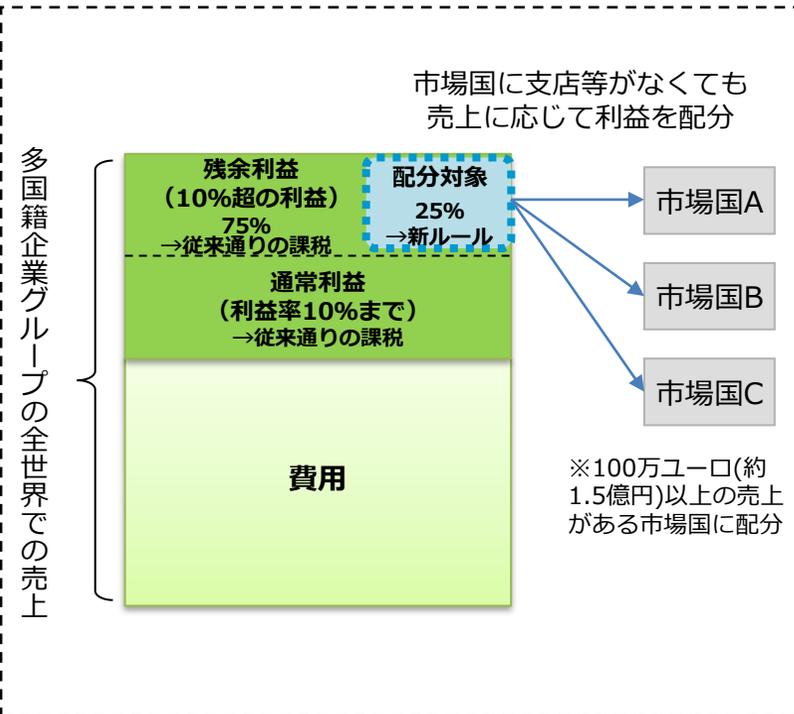
○適用期限の2年間延長等を行う。(令和8年度末まで)

Ⅲ. 激動する国際課税制度への対応と 企業のグローバル対応に向けた環境整備

要望内容

- 市場国への新たな課税権の配分（第1の柱）については、国内法制化が行われる際には、対象となる日本企業に過度な事務負担を課さないように配慮しつつ、課税のあり方等について検討を行う。
- 法人税引き下げ競争に歯止めをかけるとともに、企業間の公平な競争条件を確保することを目的とした**グローバル・ミニマム課税（第2の柱）**については、**令和5年度税制改正において、一部が法制化された。令和7年度税制改正以降における同制度の更なる法制化を踏まえ、対象企業に事務負担が新たに生じることから、同制度の簡素化や明確化等により、企業への過度な事務負担の防止を図る。**

市場国への新たな課税権の配分



グローバル・ミニマム課税の全体像

令和5年度税制改正にて法制化済。
 ※ 令和6年度改正では、OECDによるガイダンスや国際的な議論等を踏まえた制度の明確化等の観点からの見直し

所得合算ルール (IIR)



軽減課税所得ルール (UTPR)



国内ミニマム課税 (QDMTT)



※日本でQDMTTが課税された場合、IIR・UTPRの課税は行われぬ。

(資料) 財務省資料を基に経産省作成

(参考) 国際課税ルールの見直しを巡る国際動向

- 2021年10月にOECD/G20において、**①市場国への新たな課税権の配分、②グローバル・ミニマム課税**について、最終合意が実現。 ※①市場国への新たな課税権の配分は多数国間条約を締結。②グローバル・ミニマム課税は、各国国内法の改正によって実施。
- ①は、2023年10月に多数国間条約案が公表。早期署名が目標。
- **②は、最終合意後、各国で国内法制化が進展。我が国では、令和5年度及び令和6年度税制改正にて、一部法制化済み。**軽課税所得ルール（UTPR）及び国内ミニマム課税（QDMTT）は令和7年度税制改正以降での法制化が検討されている。

①市場国への新たな課税権配分

市場国に支店等の物理的拠点を持たずとも、一定の売上がある場合は、市場国に課税権を配分する

①全世界売上高200億ユーロ（約3.4兆円*）超かつ利益率10%超[※]

※採掘産業、規制された金融サービス、防衛産業、国内事業中心の企業は除外

②残余利益（利益率10%を超える部分）のうち25%を、市場国に対し、売上に応じて定式的に配分

③英仏等の一部の国で導入済みの独自措置は廃止する方向 等

②グローバル・ミニマム課税

一定の規模以上の多国籍企業を対象に、各国ごとに最低税率（15%）以上の課税を確保する仕組み

①最低税率は15%

②課税対象となるのは、年間総収入金額が7.5億ユーロ（約1,275億円*）以上

※ 年間総収入金額が1,000億円以上の日本所在の多国籍企業（国別報告事項（CbCR）の提出対象）は866グループ（令和4年7月～令和5年6月実績（令和6年1月国税庁発表））

③対象所得から、有形資産簿価と支払給与の5%を除外（導入当初は経過措置あり）等

* 1ユーロ = 170円で換算

- 外国子会社を利用した租税回避の防止を目的とした**外国子会社合算税制（CFC税制）**については、**グローバル・ミニマム課税の導入に伴い、産業界から事務負担軽減の要望が大きい**。令和5年度及び令和6年度税制改正では、両制度の対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、CFC税制の見直しを一部実施した。
- **令和7年度税制改正において見込まれる更なるグローバル・ミニマム課税の法制化を踏まえて、企業の事務負担を軽減するための手続き等の簡素化等を行う。**

現状の課題（例）

- ペーパー・カンパニー特例の適用等において、制度と実態が乖離している部分があり、事務負担が生じている。
- CFC税制において手続き期間が十分に確保されないケースが存在する。
- グローバル・ミニマム課税の導入に伴い、両制度の申告時期等の実務上の取り扱いについて明確化を要する部分がある。
- グローバル・ミニマム課税とCFC税制それぞれで異なる数値により計算等を行う必要がある。
- 申告時等、外国子会社1社ごとに複数の書類を揃える必要がある。

等



見直し案

① CFC税制の対象となる企業の判定方法の簡素化

- **確認対象企業の絞り込み・簡素化**を行う。

② CFC税制とグローバル・ミニマム課税の申告時期等の関係整理

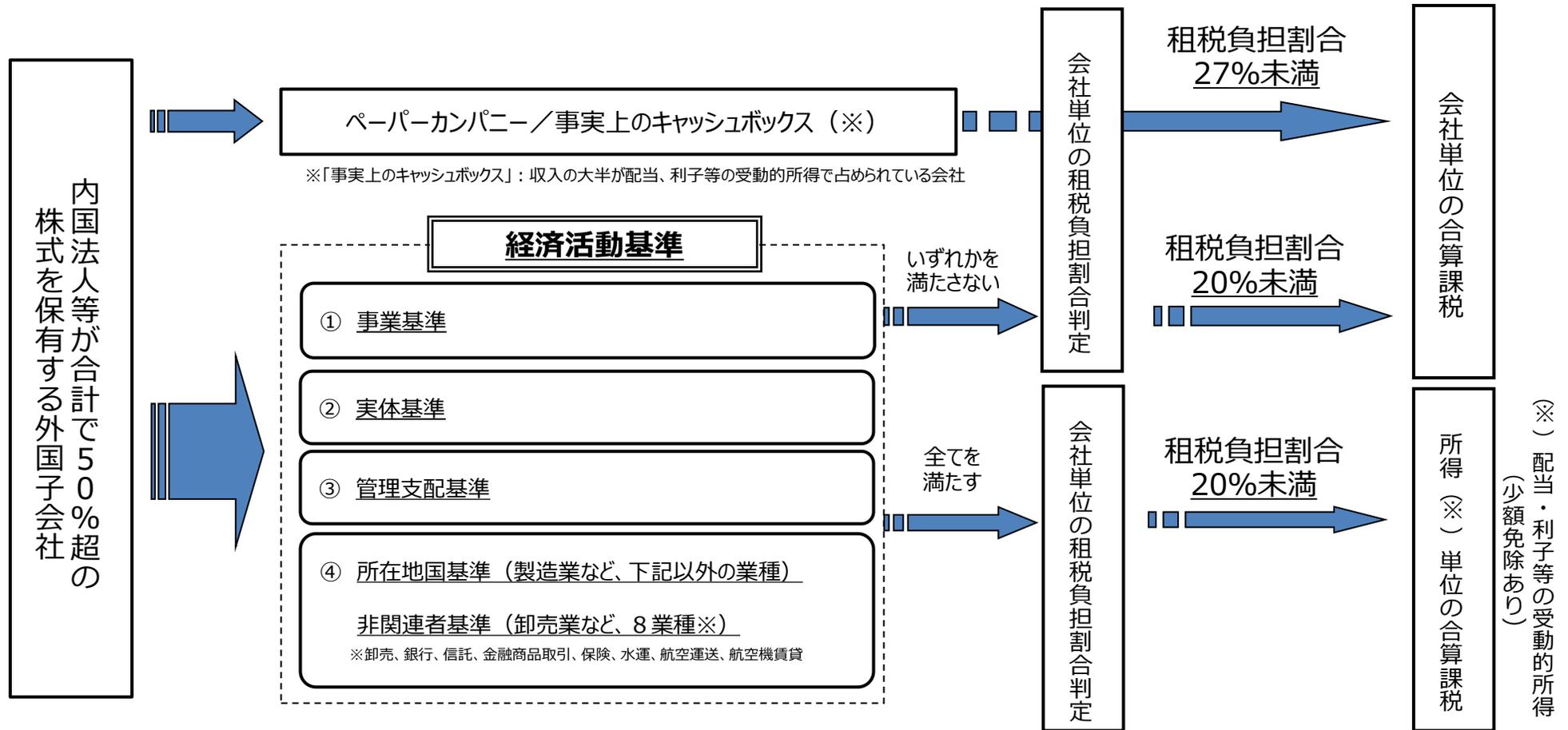
- **両制度で密接に関わる手続き等について、国際的な議論も踏まえつつ簡素化・明確化等**を行う。

③ 申告実務の見直し

- **更なる簡素化**を行う。

(参考) 現行の外国子会社合算税制の概要

- 外国子会社合算税制（CFC税制）とは、外国子会社を利用した租税回避を防止するために、外国子会社の活動実態に基づかない所得を日本親会社等の所得とみなして課税する制度。



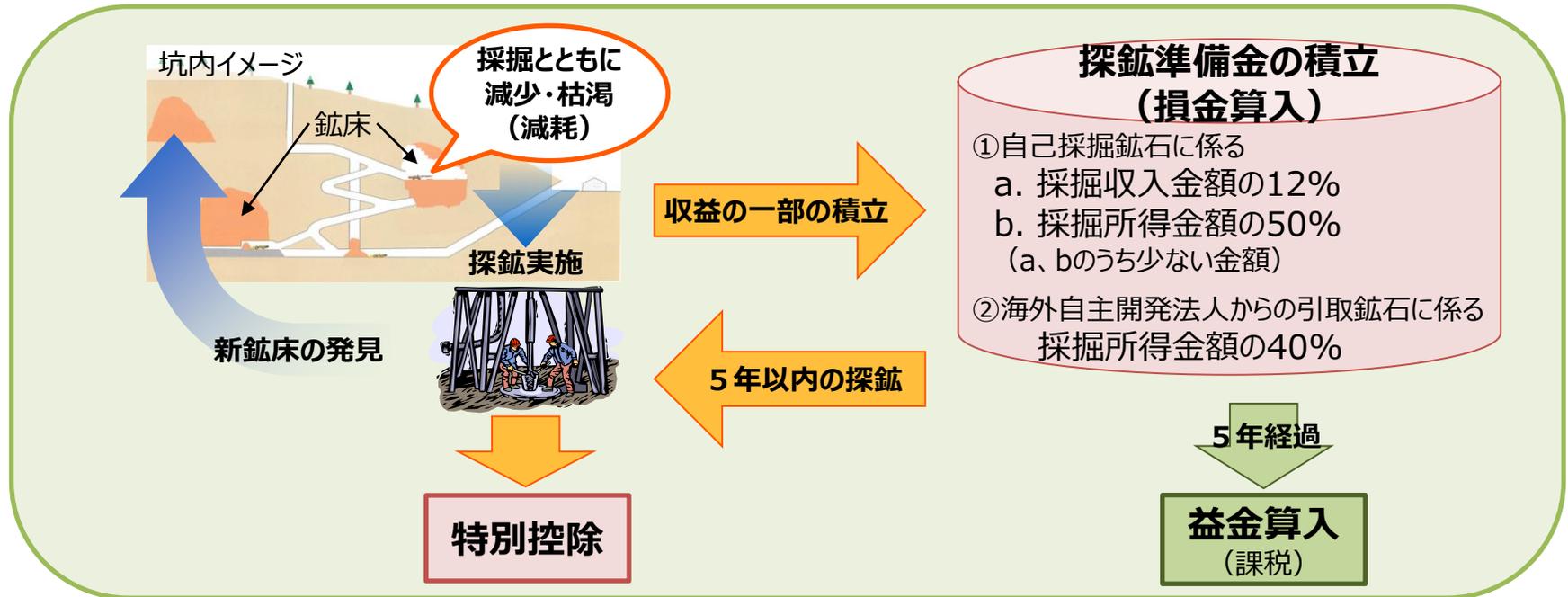
IV. エネルギーサプライチェーンの強靱化・ GXの実現や産業競争力強化に向けた検討

減耗控除制度（探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外鉱床探鉱費の特別控除）の拡充及び延長（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

拡充・延長

- 減耗控除制度は、民間企業による継続的かつ安定的な探鉱活動を下支えし、持続的な鉱山経営を後押しすることにより、エネルギー・鉱物資源の安定供給確保に着実に寄与してきた。
- 昨今の資源開発会社を取り巻く環境変化を踏まえ適用要件を見直し、適用期限を3年間（令和9年度末まで）延長する。

現行制度 【適用期限：令和6年度末まで】



要望内容

- 適用要件を見直す（国内鉱業者に準ずるもの※に該当する要件を拡充）。
 - ※議決権比率50%以上の海外子会社（役員及び技術者が派遣されているもの）が海外に鉱山を保有している鉱業を営む国内法人。
- 適用期限を3年間（令和9年度末まで）延長する。

(参考 1) 鉱物資源不足によるDX、GX本格化への制約と中長期的権益確保の必要性

- 2050年カーボンニュートラル実現に係るDX、GX本格化に向けて、これまで取組を強化してきたバッテリーメタル（リチウム、ニッケルなど）に加え、EV、グリッド、半導体向けに需要が拡大する銅などの鉱物資源の需要も急増。
- 特に、電化に不可欠な銅については、短期的な途絶の懸念は考えにくいものの、中長期的には需給のギャップが懸念され、DX、GX推進が制限されるおそれ。近年、米欧も銅を重要鉱物に追加。
- さらに既存鉱山の枯渇により我が国の自給率の低下が予想されており、中長期的な銅権益の確保が必要。

DX,GX推進に不可欠な鉱種

【リチウムイオン電池】

リチウム、ニッケル、コバルト、マンガン、黒鉛

【永久磁石（モーター、発電機）】

レアアース、ガリウム

【電解槽・燃料電池】

白金族

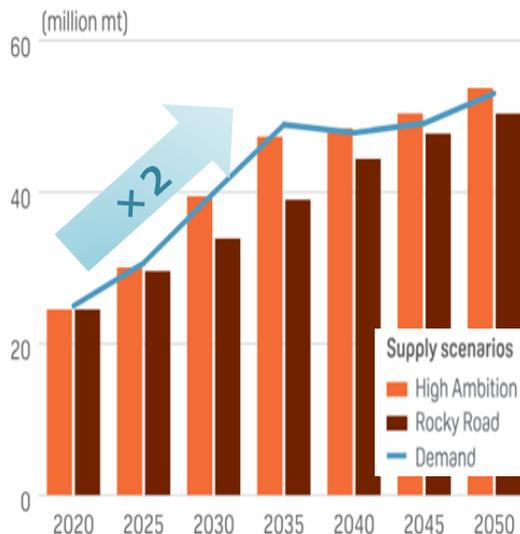
【半導体】

シリコン、ガリウム、フッ素（蛍石）

【これらすべての前提⇒電化】
銅

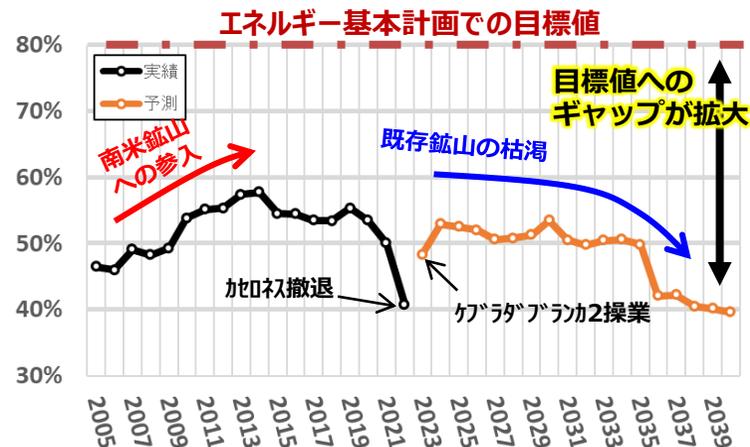
世界の銅の需給見通し

S&P Globalは、2035年までに銅の需要が倍増するものの、供給が追いつかず、150-990万tの供給不足になると予測。



Source: S&P Global

我が国の銅自給率予測



自給率推定の前提

分子：本邦企業が参画する各鉱山からの精鉱輸入量のうち権益相当分のみを計上し、鉱山の終掘まで同値を延長。2023年以降の新規鉱山は、その鉱山生産（WoodMac推計）の権益分を輸入すると想定して計上。再生地金は、国内2次原料を計上。

分母：2022年国内製錬量実績（158万t/年）

※各国の動き

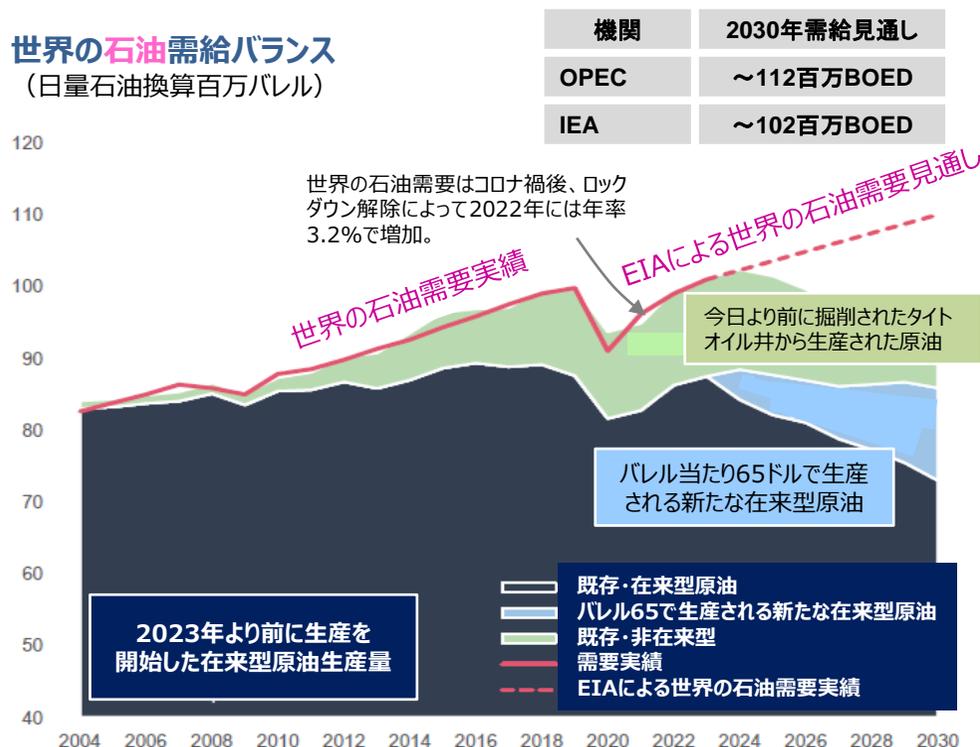
米国：2023 Final Critical Materials Listにおいて、銅をリストに追加。

EU：2024年施行の重要原材料法において、銅を重要原材料・戦略原材料に指定。

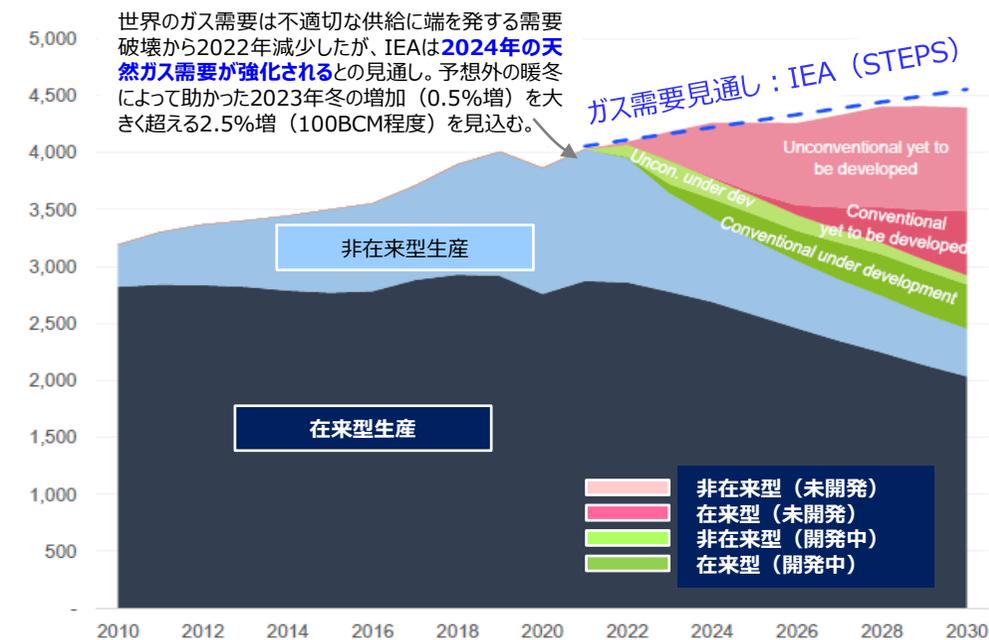
(参考2) 石油・天然ガスの上流投資の必要性について

- 各公的機関の分析によると、石油・天然ガスともに需要見通しに対して、既存プロジェクト及び今後立ち上がるプロジェクトからの供給量では不足することが見込まれる。
- また、エネルギー転ジションの不透明さから生じる需要サイドの振れに対応する必要があることから、石油・天然ガスの資源量・供給量を確保するため、継続的な探鉱開発投資が必要。

世界の石油需給バランス
(日量石油換算百万バレル)



世界の天然ガス需給バランス
(年間BCM)



電気・ガス供給業の収入金課税の見直し (事業税)

- 法人事業税は、通常、企業の所得（≒利益）などに応じて課税される一方、電気・ガス供給業には、収入金額（≒売上）に応じて課税される仕組みとなっている（収入金課税）。
- 令和2年度に電気供給業、令和4年度にガス供給業において課税方式の一部見直しが行われたものの、収入金課税の仕組みは存続。強靱なエネルギーサプライチェーンを構築する観点から、一般の企業との課税の公平性確保を図るため、法人事業税の課税方式を他の事業と同様の課税方式に見直すことが必要。
- このため、令和6年度税制改正の与党税制改正大綱 第三 検討事項において、「事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。」ことが明記された。

見直し前の制度



現行制度

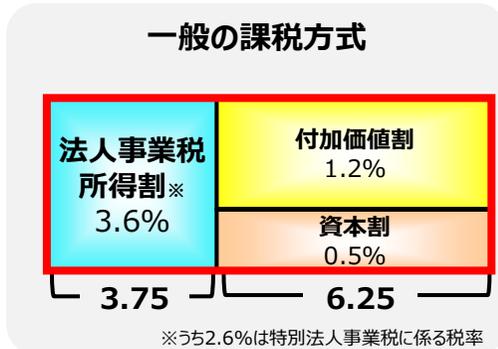
【2020年度～】



【2022年度～】



要望内容



※いずれも資本金1億円超の法人の場合

令和6年度与党税制改正大綱 第三 検討事項 (抜粋)

電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。

自動車関係諸税の課税のあり方の検討

(自動車重量税、自動車税環境性能割、自動車税種別割、軽自動車税環境性能割、軽自動車税種別割)

- 自動車関係諸税について、市場の活性化に寄与し、2050年カーボンニュートラルの実現にも積極的に貢献するものとすべく、新たに保有段階におけるCO2削減に資する制度の基本的考え方を提示するとともに、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえつつ、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

『令和6年度税制改正大綱』（令和5年12月14日）

第三 検討事項

5 自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までには検討を進める。

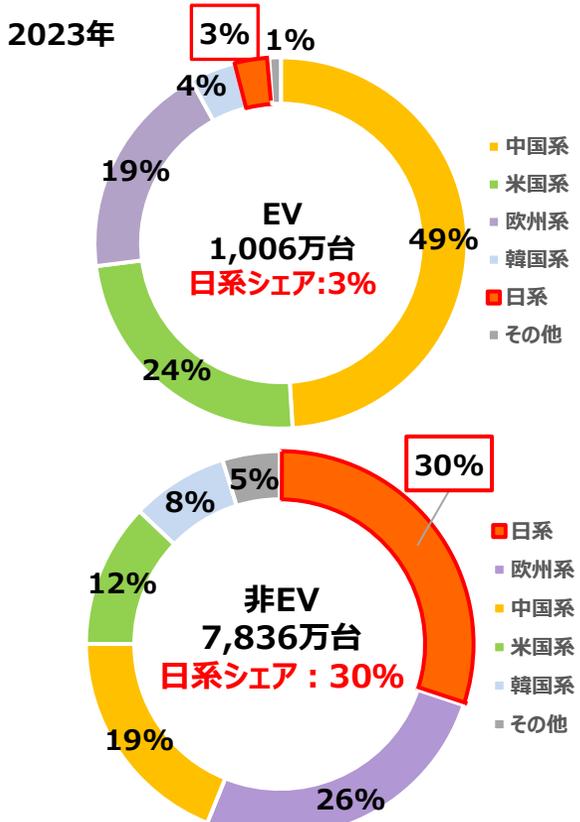
また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。

自動車産業の重要性・国際競争の激化

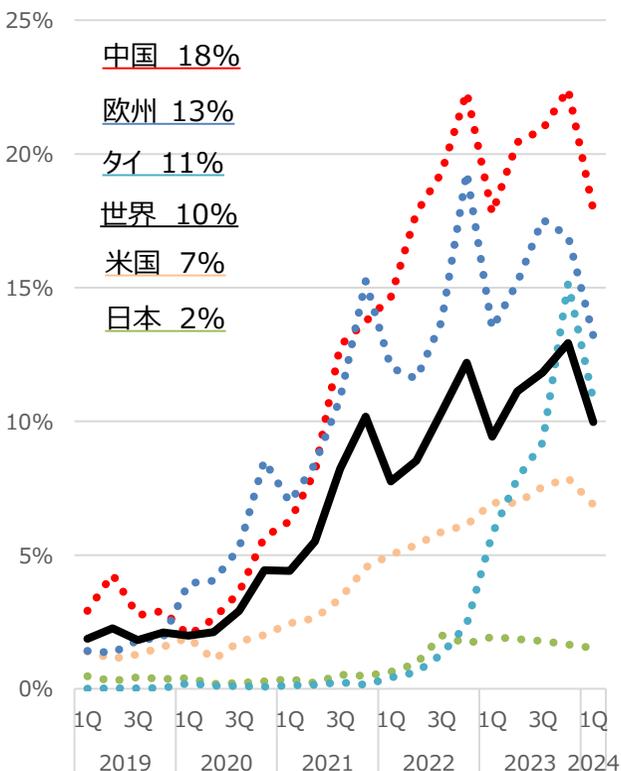
- 自動車産業は、全就業人口の約1割にあたる**550万人の雇用**を支え、輸出総額の約2割にあたる**約15兆の外貨を稼ぐ**など、**日本経済を支える大黒柱**。
- また、**自動車産業の帰趨は、一産業に留まらない日本の将来を左右する問題**。**CASE※の潮流**の中、熾烈な国際競争を勝ち抜くことが求められている。このため、**政策総動員が必要**であり、**税制のあり方もその中で検討**を深める必要。

※CASE : Connected (コネクテッド)、Automated/Autonomous (自動運転)、Shared & Service (シェアリング)、Electrification (電動化)

世界販売台数のシェア



世界EV販売比率の推移



諸外国の投資困い込み



アメリカ

- ・電池・材料製造、リサイクル支援 : 8,000億円
- ・EV等購入税額控除 (北米最終組立要件) : 最大7,500ドル/台



EU

- ・工場立地・研究開発支援 : 8,000億円
- ・電池の規制で域内への立地誘導



中国

- ・電池工場等の立地促進 (税制優遇、自治体による各種支援)
- ・EV等の自動車取得税の減免措置 (2027年末まで)



韓国

- ・自動車メーカーによる新たな研究・開発インフラ、EVの組立ラインへの約510億ドルの投資 (3年間)

検討の方向性

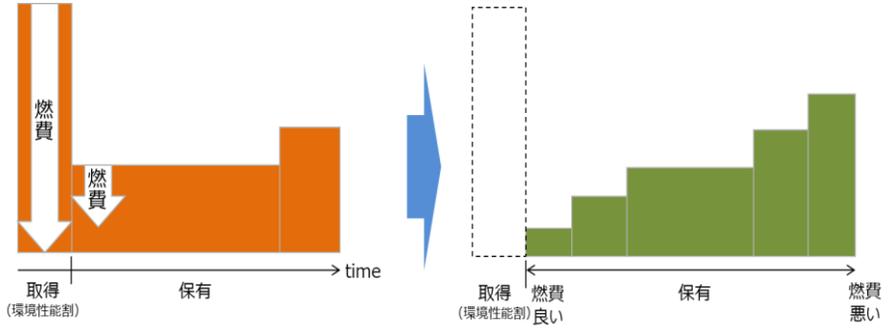
- 令和6年度税制大綱を踏まえ、下記の論点について、骨太な検討を引き続き進める。

短期

カーボン・ニュートラルの実現に向けた取組の加速、市場の活性化

自動車業界の世界的な競争の激化に対峙する中、市場の活性化に寄与する形で2050年カーボンニュートラルの実現へ積極的に貢献するものとすべく、保有におけるCO2削減の意義を踏まえ、制度の基本的考え方を提示

- ① 取得時の負担の軽減により、国内市場の活性化と電動車の普及を促進
- ② 保有課税全体の環境性能化により、新陳代謝の促進を通じた保有車両全体でのCO2を削減



中長期

「新たなモビリティ社会」の姿を踏まえた見直し

新たなモビリティ社会が形成される中で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえつつ、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討

- 「新たな社会」における変化の具体化（保有から利用への変化、モビリティによる受益者の広がり（MaaS、データ利用等）、GX/DX技術の普及等）を踏まえた課税体系の見直し

V. 制度整備・改善

V . 制度整備・改善

● 償却資産課税の見直し（固定資産税）

国際的に稀で、設備投資コストの上乗せとなる償却資産に係る固定資産税について、事業者の固定資産税の負担状況等を踏まえ、必要に応じて制度のあり方を見直す。

● 地方法人課税の見直し（法人住民税、事業税）

地方法人課税について、国・地方の法人税の改革において、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方と其中での法人課税の位置づけを再検討することが必要とされたことを踏まえ、そのあり方を見直すことが必要。

● 事業所税のあり方の検討（事業所税）

事業所税は、人口30万人以上の市において課税されており、法人事業税の外形標準課税と課税標準が重複しているなど、過剰な負担となっていることから、そのあり方を抜本的に見直す。

● 原料用途免税の本則化（揮発油税・地方揮発油税・石油石炭税）

原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化について、引き続き検討する。

● 企業における寄附の促進に向けた環境整備の検討（法人税）

企業による寄附の促進に向けた環境整備を、諸外国の状況も踏まえながら、我が国の実態に応じて検討する。

● 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入金額不算入の拡充（所得税、法人税）

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が実施する令和7年度新規事業を追加するとともに、NEDO法第15条第3号の2に基づく補助金の交付業務を追加する。

V . 制度整備・改善

● 印紙税のあり方の検討（印紙税）

近年の電子取引の増大等を踏まえ、印紙税の現代的意義を含め、そのあり方を抜本的に見直す。

● 申告・納税手続に関する制度及び運用に係る所要の整備

経済のデジタル化等を踏まえ、企業の事務負担軽減及び生産性向上に資するよう、申告・納税等に係る税務手続について、一層の電子化の推進も含め、利便性の高い制度及び運用とする。

● 租税条約ネットワークの拡充

日本企業による取引や投資の実態、要望等を踏まえ、我が国の経済の活性化や我が国課税権の適切な確保に資するよう、租税条約ネットワークを迅速に拡充すべく、その内容や交渉相手国の選定について具体的に検討する。

● リース会計基準の変更に伴う所要の措置（所得税、法人税、消費税、法人住民税、個人住民税、事業税、地方消費税）

ASBJが昨年5月に公表した「リースに関する会計基準（案）」のとおり会計基準が変更される場合には、企業の負担ができるだけ生じないようにする等の所要の措置を講ずる。

● スピンオフの実施の円滑化のための分配資産割合の計算に係る所要の措置（所得税、法人税、法人住民税、個人住民税、事業税）

グループ通算制度適用会社による完全子会社の税制適格スピンオフにおいて、親会社株主が受け取る完全子会社株式の取得価額の算定に必要な分配資産割合を、完全子会社のグループ通算制度離脱に伴う投資簿価修正を踏まえた帳簿価額を用いて算出した場合でも、当該計算がスピンオフ実行に間に合うよう所要の措置を講じる。

V . 制度整備・改善

- 小規模企業等に係る税制のあり方の検討（所得税、個人住民税）

働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

VI. 新設・延長・拡充

VI. 新設・延長・拡充

- AI・半導体分野における国内投資の継続的な拡大に向けた環境整備の検討

産業競争力の強化及び経済安全保障の観点から、AI・半導体分野における国内投資の継続的な拡大に向けて、必要な環境整備を検討する。

- ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置の延長（事業税）

ガス小売事業の公平な競争環境を整備するため、ガス小売事業者の収入金額からの託送料金相当額の控除について、適用期限の延長（3年間）を図る。

- 公益的課題のための経費に掛かる収入金額を控除する収入割の特例措置の延長（事業税）

賠償負担金、廃炉円滑化負担金に係る収入割の特例措置について、適用期限の延長（5年間）を図る

- 低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

低公害自動車の燃料供給インフラの整備を促進するため、水素充てん設備に係る固定資産税の軽減措置について、適用期限の延長（2年間）を図る。

- 令和2年7月豪雨における被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の拡充（固定資産税）

被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内において、被災代替償却資産を取得した法人・個人事業主に対する固定資産税の課税標準の特例のうち、令和2年7月豪雨に係る措置の適用期限の延長（2年間）を図る。

- 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の拡充（不動産取得税）

認定を受けた経営力向上計画に基づいて事業譲渡を行った際に発生する不動産取得税を一定割合軽減する措置について、制度の拡充を図る。

VI. 新設・延長・拡充

- 第一種原動機付自転車における車両区分の改正に伴う同区分に係る軽自動車税の見直し（軽自動車税）

二輪車車両区分見直しに伴い、新たに原付第一種に定義された二輪車車両について税制上の所要の措置を講ずる。

- 保険会社等の異常危険準備金の延長（法人税、法人住民税、事業税）

中小企業等協同組合法に基づき火災共済事業を行う火災等共済組合及び協同組合連合会が、今後の異常災害に対応するための共済金支払原資を確保するため、異常危険準備金の積立てに係る一定割合の損金算入を認める特例措置について、適用期限の延長（3年間）を図る。

- 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置の延長（登録免許税）

信用保証協会がその保証に係る担保として抵当権の設定登記等を行う際の登録免許税を、担保物件の内容にかかわらず一律に1.5/1,000に軽減する制度について、適用期限の延長（2年間）を図る。

- 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長（印紙税）

公的金融機関等が新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者を対象に、特別貸付けを行う場合の印紙税を非課税とする措置の適用期限は、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、特別貸付が延長された場合には、当該実行期限まで延長する。

Ⅵ. 共同要望（他省庁主管）

Ⅶ. 共同要望（他省庁主管）

- 防災上重要な道路の無電柱化のために新設した地下ケーブル等に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

防災上重要な道路における無電柱化を更に促進するため、一般送配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等が、緊急輸送道路において無電柱化を行う際に 新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置の延長（3年間）を図る。

- 沖縄振興関連税制の延長等（所得税、法人税、法人住民税、事業税、固定資産税、事業所税）

沖縄振興関連税制の延長等を図る。

- 国立健康危機管理研究機構の創設に伴う税制上の所要の措置（所得税、法人税）

国立健康危機管理研究機構法により、令和7年4月1日に、国立感染症研究所（以下「感染研」）と国立研究開発法人国立国際医療研究センター（以下「NCGM」）を一体的に統合し、国立健康危機管理研究機構を創設することを踏まえ、現行の感染研及びNCGMと同様の措置が講じられるよう、研究開発税制オープンイノベーション型における「研究開発型スタートアップ」の要件の一つである「特定新事業開拓事業者」に出資する者に国立健康危機管理研究機構を追加する。

- 経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の延長（所得税、個人住民税）

中小企業の再生支援のため、再生企業の保証人である経営者が計画に基づき事業用資産の私財提供を当該企業等へ行った場合に、当該資産に係る譲渡益を非課税とする特例措置について、引き続き「産業復興機構」等を適用対象とし、延長（3年間）する。

- 生命保険料控除制度の拡充（所得税）

「令和6年度税制改正大綱（令和5年12月14日 自由民主党・公明党）」において「子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充」として示された内容で措置する。

Ⅶ. 共同要望（他省庁主管）

- 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）（所得税、個人住民税）

商品先物と上場株式等との損益通算を認める等、金融商品に対する個人からの投資環境を整備することで、市場機能を活性化することにより、我が国企業の成長を支える産業金融システムを強化する。

- 外国人旅行者の利便性向上、免税店の事務負担軽減等を踏まえた免税制度の見直し（消費税、酒税、地方消費税）

外国人旅行者向け消費税免税制度については、制度が不正に利用されている現状を踏まえ、令和6年度税制改正の大綱において、改正の方向性が示されたところ、外国人旅行者の利便性向上や免税店の事務負担の軽減に十分配慮しつつ、空港等での混雑防止の確保を前提として、制度の詳細について検討を行う。

Ⅳ. 廃止・縮減

Ⅷ. 廃止・縮減

- 平成30年7月豪雨における被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の廃止（固定資産税）

平成30年7月豪雨における被災代替償却資産に係る固定資産税の軽減措置については、適用期限の到来をもって廃止する。

- DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の廃止（所得税、法人税、法人住民税、事業税）

DX投資促進税制は、先進的なDX事例の普及に一定の役割を果たした。企業・経営者の意識改革やデジタル人材育成を通じて更なるDX推進を進めることから、本税制は適用期限をもって廃止とする。

- 5G導入促進税制の廃止（所得税、法人税、法人住民税、事業税）

5G導入促進税制は、信頼性等のある5G基地局の導入促進に一定の役割を果たしたため、適用期限をもって廃止とする。

